

5-14 法第36条の書面協定（三六協定）

36協定の締結と届出

法第36条

法定労働時間(1日8時間,1週40時間)
法定休日(週1回以上)

例示

→ 36協定の締結と届出 →

時間外労働 概況表		時間外労働 概況表		時間外労働 概況表		時間外労働 概況表	
労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1週間	15時間	1週間	15時間	1週間	15時間	1週間	15時間
1か月	45時間	1か月	45時間	1か月	45時間	1か月	45時間
1年間	360時間	1年間	360時間	1年間	360時間	1年間	360時間

「時間外協定の延長限度基準」告示154号改正 (H21.5.29)

期間	限度時間	1年単位の变形労働時間制の場合
1週間	15時間	14時間
1か月	45時間	42時間
1年間	360時間	320時間

上記「表」には、2週間、4週間、2か月、3か月の各限度時間は省略した。

法第 36 条の書面協定（三六協定）は、それを行政官庁に届け出ることによって、時間外、休日の労働を適法化する。労働基準法違反の責を問われない「免罰的效果」をもつと同時に、有効期間内においては、適法に時間外・休日労働を行うことのできる時間外及び休日労働の限度時間設定の効果をもつものである。

協定すべき事項は、労基則第 16 条 1 項が規定している。

三六協定は、労働時間の延長限度基準(平成 10 年労働省告示第 154 号)に適合したものとなるようにしなければならない(法第 36 条 2, 3 項)。

「特別条項」付き三六協定は、臨時的な特別の事情に基づき延長限度基準を超えて時間外労働を行う場合に締結が認められている。特別条項の協定に当たっては、2 割 5 分を超える割増賃金の率とするよう努める(平成 19 年改正)。

最近では、サービス残業の広がりを踏まえて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成 13 年 4 月 6 日基発第 339 号)に基づいた労働時間の適正な把握・管理が強く求められている。

労働者の健康障害防止の観点からは、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成 14 年 2 月 12 日基発第 0212001 号)が発せられ、1 ヶ月 80 乃至 100 時間に及ぶ過重な時間外労働等に対しては、医師との個別面談等の措置を講ずるなどの対策を求めている。